名称	所在地	実習内容
［略］		
［項を削る。］		
［略］		

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社オカムラ食品工業	青森県青森市八重田一丁目六番十一号	非加熱性水産加工食品製造業

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第四百七十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十九日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
名称	所在地	実習内容
［略］		
ホクレン包材株式会社	北海道札幌市中央区北四条西一丁目一番地北農ビル十七階	プラスチック成形

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○海上保安庁告示第四十四号

船舶気象通報規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十月十九日

海上保安庁長官　中島　敏

船舶気象通報規程の一部を改正する告示

第一条　船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電話等による気象通報）	（電話等による気象通報）
第二条　気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目並びに電話及びインターネット・ホームページによる気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレスは、別表のとおりとし、電子メールによる気象通報に使用するインターネット・ホームページアドレスは、https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.htmlとする。	**第二条**　気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目並びに電話及びインターネット・ホームページによる気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレスは、別表のとおりとし、電子メールによる気象通報に使用するインターネット・ホームページアドレスは、http://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.htmlとする。